

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第53号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(収納事務の受託者の払込み手続)</p> <p>第109条 収納事務の受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、<u>次に掲げる場合を除き、</u>納人に領収証書を交付するとともに、<u>受託現金払込書</u>により速やかに（県が期日を指定した場合にあつては、その期日までに）指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法により納付を受けた場合で、当該収入金を領収したことを納人が確認し得る状態に置く場合</u></p> <p><u>(2) 県が納人に領収証書を交付する場合</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(収納事務の受託者の払込み手続)</p> <p>第109条 収納事務の受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、<u>県が納人に領収証書を交付する場合を除き、</u>納人に領収証書を交付するとともに<u>受託現金払込書</u>により速やかに（県が期日を指定した場合にあつては、その期日までに）指定金融機関等に払い込まなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。